

平成29年1月1日施行

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されます

千葉労働局 雇用環境・均等室(043-221-2307)

本年3月29日に改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が成立し、平成29年1月1日より施行されます。主な改正点は次のとおりです。

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、**介護休業を分割取得**できます。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を**介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上**利用できます。
- 介護が終了するまでの期間利用できる「**所定外労働の免除**」の制度が**新設**されました。
- 子の看護休暇・介護休暇が**半日単位**で取得できるようになりました。
- 有期契約労働者の取得要件が緩和され育児休業・介護休業が取得しやすくなりました。
子が1歳6か月に達する日（介護休業の場合は休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日）までに労働契約が満了することが明らかでない限り**すべての有期契約労働者**（引き続き雇用された期間が1年以上である者）が対象となります。
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為（いわゆるマタニティ・ハラスメント）を防止するための**雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。**

就業規則への規定例や法律内容の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法説明会を開催します

1. 改正法の概要
2. 改正法に対応した就業規則、労使協定の作成方法
《法の施行日までに就業規則を変更し、労働基準監督署への届出が必要です！！》
3. 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティ・ハラスメント）防止のために事業主が講ずべき雇用管理上の措置
4. 働き方改革 について説明します。

★閉会后（16時～16時30分）個別相談会を開催します。

説明会の詳細は裏面をご覧ください。

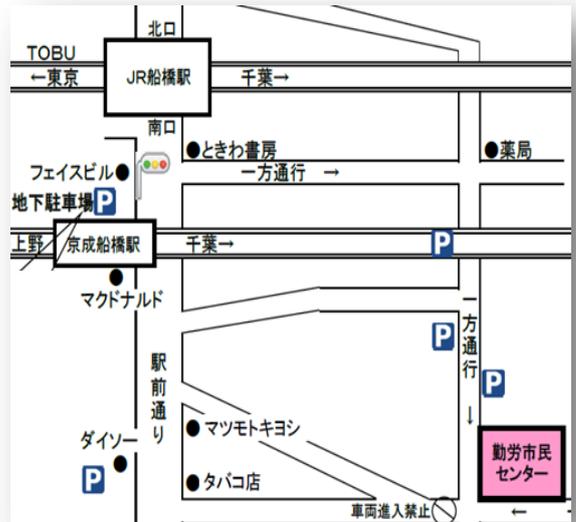


改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会のご案内

★いずれの会場も 13 時開場 13 時 30 分開会 16 時閉会です

＜千葉会場＞ 平成28年10月13日（木）
定員：490名 千葉市文化センター
 3Fアートホール
 千葉市中央区中央2-5-1

＜船橋会場＞ 平成28年10月20日（木）
定員：350名 船橋市勤労市民センター ホール
 船橋市本町4-19-6



いずれの会場とも駐車場の用意はございません。公共交通機関又は近隣の駐車場をご利用ください。

参加申し込み・問い合わせ

千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8613 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F
 TEL 043-221-2307

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法説明会 参加申込書

千葉労働局雇用環境・均等室 行 (FAX 043-221-2308)

参加希望日・会場 (いずれか選択)	10月13日(木) 千葉	10月20日(木) 船橋
企業名(事業所名)		
参加者氏名	役職：	氏名：
連絡先	住所：〒	(TEL)
個別相談の希望	あり ・ なし (いずれかに○をお付けください)	

郵送またはFAXにてお申込みください (FAX 番号はお間違えのないよう確認して送信してください。) 先着順に申し込みを受け付けます。定員に達した場合は申し込みを締め切らせていただく場合があります。